

第1章 核兵器禁止条約から見た北朝鮮の核・ミサイル問題

孫 賢鎮

1 核兵器禁止条約の採択

二〇一七年七月七日、核兵器の開発・保有・使用などを法的に禁止し、核兵器の廃絶を目標として核兵器禁止条約が採択された。核兵器は非人道的で違法なものであると明示し、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器を使用すると威嚇する行為も禁じている。

二〇一七年三月から国連本部で制定に向けた交渉が行われ、同年七月、交渉会議に出席した一二四カ国中一二二カ国という圧倒的多数の賛成により採択された。しかし、ロシア、

英国、米国、中国、フランスを含む核保有国は交渉に参加しなかった。日本も米国の「核の傘」に依存し、北朝鮮の核脅威を理由に反対を表明し、核兵器禁止条約の署名には不参加であった¹⁾。また、核軍縮は、核保有国と非保有国が一緒になって段階的に進める必要があるとしている。

今まで核拡散防止条約（NPT）が発効し、核軍縮の軸となってきた。この条約では米国、ロシアなどの五つの国を核保有国と認める一方で軍縮交渉を行うよう義務付けている。その上で、その他の国が核兵器を持つことを認めていない。しかし、現実には、一万六〇〇〇発以上の核弾頭が核保有国を中心に存在し、インドやパキスタン、北朝鮮など核兵器を持つ国は増えている。特に北朝鮮の核開発問題は、冷戦後における国際社会の平和と安全にとって重大な問題を提起している。NPTからの脱退および国際原子力機関（IAEA）の特別査察の拒否など、NPTを中心とする核不拡散体制を根底から揺り動かすような違反あるいは疑わしい行為が続けている。

二〇一八年、北朝鮮の核問題は画期的な展開を迎えた。四月二七日に韓国と北朝鮮の境界線（休戦ライン）である板門店で歴史的な南北首脳会談が開かれ、続いて六月一二日には史上初めての米朝首脳会談がシンガポールで開催された。「板門店宣言」で韓国と北朝鮮

は、朝鮮戦争以来六五年間、続いた休戦協定を終結し、平和協定に転換すると宣言し、完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現するという共同の目標を確認した。一方、「シंगाポール共同声明」ではトランプ大統領が北朝鮮に安全保障 (Security Guarantees) を与えることを約束し、金正恩国防委員長は朝鮮半島の完全非核化 (Complete Denuclearization of the Korean Peninsula) への確固で揺るぎのない約束を再確認した。何よりも完全な非核化により核のない朝鮮半島を実現する、すなわち、「完全かつ検証可能で不可逆的な非核化」 (Complete, Verifiable, and Irreversible Dismantlement: CVID) という共同目標を確認したことは大きな意味をもつ。

以下では核拡散防止条約と北朝鮮の関係と、現在の北朝鮮の核・ミサイルの実態を把握する。そして、北朝鮮の非核化および朝鮮半島全体の非核化が成功するためには、何が必要であるか分析する。

2 核拡散防止条約と北朝鮮

一九六八年七月一日に国連で調印され、一九七〇年三月五日に発効した核拡散防止条約は、核兵器の拡散防止、核軍縮の促進、そして原子力の平和利用の権利の擁護を主たる目

的とした条約である（秋山 2015: 1）。

一九六七年一月一日以前に核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国（核保有国）以外のすべての国を非核兵器国として、非核兵器国が核兵器を製造、受領、取得することを禁止した。また、NPT第三条には、NPTの当事国であるすべての非核兵器国に対し、IAEAの保障措置（safeguards）を受諾することが義務付けられている。保障措置とは、原子力の平和利用を促進するために、原子力の破壊的利用を査察やその他の手段によって防止することを意味する。これによって、非核兵器国は、IAEAの保障措置協定を締結し、自国のすべての平和的原子力活動に対してIAEAの保障措置を受諾しなければならない。IAEAは、NPTの規定に従った保障措置の実施のために、一九七一年に「核兵器不拡散条約に関連して要求されるIAEAと国家との間の協定の構成と内容」（INF/CIRC/153、いわゆる保障措置協定のモデル協定）という文書を作成した。

北朝鮮は一九八五年十二月一二日にNPT条約に署名したが、韓国に米国の核兵器が配備されているという理由でIAEAとの保障措置協定の交渉を行わなかった。北朝鮮は、一九九一年六月になってIAEA理事会で、「査察協定に調印する用意があり、査察に反対しない」と述べた。同年九月、当時のブッシュ米大統領は、世界に展開中の地上発射短距

離核兵器をすべて撤去することを決定し、ソ連にも同様の措置を提案した。結果的に、同年十二月までに韓国からすべての核兵器が撤去されることになった。

この新たな事態を受けて韓国と北朝鮮は、一九九二年一月二〇日に核兵器に関する禁止のほか、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しないことを約束する「朝鮮半島非核化共同宣言」に署名した。そして、北朝鮮は一九九二年一月三〇日にIAEAとの保障措置協定に署名し、協定は四月一〇日に発効した。

ところが、IAEA保障措置協定に基づいて北朝鮮から提出された報告と、報告の内容を検証するためのIAEAによる特別査察の結果、報告内容と査察結果との間に矛盾があることが判明し、北朝鮮が未申告の再処理を行った疑惑が浮上した。しかし、北朝鮮は特別査察の要請を拒否するとともに一九九三年三月一二日にNPTからの脱退を宣言したことによって北朝鮮の核問題が始まった。

3 北朝鮮の核・ミサイル開発の実態

北朝鮮の核・ミサイル開発の背景

北朝鮮は、二〇〇六年一〇月九日に一回目の核実験を行って以来、二〇一八年五月現在、

六回の核実験を強行した。特に、二〇一七年九月三日の六回目の核実験直後、同年十一月には「大陸間弾道ミサイル（ICBM）搭載用の水爆実験に完全に成功した」と発表した。

北朝鮮の核能力は確実に発展しており、北東アジアを始め国際社会にとって現実的な脅威となっている。北朝鮮の政策決定者たちは、核が先進国との交渉で主要な道具になるという前提に立脚し、過去二〇年間、その道具を最大限に活用してきた（Lankov 2015: 181）。

北朝鮮の核開発の歴史的背景として、ソ連との関係を考えなくてはならない。そもそも北朝鮮の政権の正当性はソ連に依存し様々な支援をソ連から受けて成り立っていた。金日成が北朝鮮の最高指導者の地位に就くことができたのは、ソ連という後見人がいたためである（平岩 2013: 55-58）。北朝鮮は朝鮮戦争が終わる直前の一九五三年三月、ソ連と原子力平和利用協定を結び、核開発を本格的に準備した。その理由として朝鮮戦争中、マッカーサー連合軍最高司令官が原爆使用を検討していたことは知られていたからである。北朝鮮はソ連の支援を受けて「放射科学研究所」、「寧辺原子炉」など核関連施設を建設し、核関連技術を向上させていった。ソ連は核不拡散体制への参加を条件に協力を続け、北朝鮮は核を拡散させない代わりに技術援助を受け、独自の原子力発電所を建設することができた。

しかし、核開発計画に制約を加え、共産主義諸国が崩壊し、北朝鮮を経済的に支えた同盟体制が消滅したことから、安全保障についてさらに真剣に考える必要に迫られた。こうした国際社会での孤立から生じた危機意識のなか、北朝鮮は核開発を加速させていった。八九年の東欧諸国の民主主義革命、また九一年のソ連の崩壊などによってもたらされた国際社会の変化が北朝鮮の核開発に対する意志を高めた。ソ連・東欧の社会主義国家の崩壊と共産主義市場の消失により、北朝鮮の経済が危機に陥り、また通常戦力が大幅に弱体化したことも、核兵器開発を促したと思われる。経済的に最新武器の開発、導入など通常戦力を増強させるより核兵器の開発によって軍事バランスを取ろうとした。

北朝鮮は核兵器保有で軍事バランスが自国に有利になれば、核兵器を使用すると威嚇し、さらには核兵器を実際に使用することで韓国との戦争に勝利できると信じている。韓国経済の発展で経済格差が拡大し、体制競争に敗北した北朝鮮は、生き残りをかけて核兵器開発に着手したと思われる。イデオロギーや経済の競争に敗れた北朝鮮は、核兵器の保有が国内体制を固め、外部からの脅威に打ち勝つ唯一の手段であると確信している。つまり、北朝鮮にとって核兵器やミサイルは体制維持と不可欠な関係にある(孫 2016: 134)。金正恩体制になって以来、核開発と経済発展を並行させる「並進路線」を推進することによって

対内的な変化を図ろうとしている。核・ミサイル開発によって政権の正当性を強調する必要性に加え、経済発展、軍事費の削減など軍事目的でも非常に大事な部分である。また、他国からの経済援助を獲得するためにも、核兵器は重要な交渉カードと位置付けられている（広島市立大学広島平和研究所 2016: 126）。金正恩国防委員長は二〇一八年の年頭、「米国の敵視政策が続く限り核は絶対放棄できない」と発言している。このような姿勢から見る限り、北朝鮮にとって核は自衛手段として絶対に放棄できないものであると判断できる。

核兵器の高度化

北朝鮮は今まで六回の核実験を行い、核兵器開発に関する「核能力の高度化」、すなわち、その最終段階にまで到達したとみられる。一般的に核兵器の開発過程は、起爆装置、核弾頭の製造実験、核弾頭の戦力化（弾道ミサイル）実験の各段階を踏むが、北朝鮮の核開発の現状はついに最終段階に入っているとみられる（孫 2017: 3）。これまでに小型化・軽量化・多様化された核弾頭を生産し、核弾頭の移動手段としてミサイル発射実験を頻繁に続けている。北朝鮮が核弾頭とミサイルの開発を一体化しなければならぬ理由は、航空機に比べてミサイルという運搬手段の持つ優位性にある。つまり、長射程化、気密性、高速

度、無人といったミサイルの特性は、航空機搭載の核爆弾に比べて戦略的にも戦術的にも大幅に有利である。このような、核弾頭を搭載したミサイル開発で技術的に克服しなければならぬ重要な点は、核弾頭の小型化と核弾頭の長射程距離のミサイルの搭載である。

二〇一七年九月三日、六回目の核実験の直後、北朝鮮の核兵器研究所の声明に発表された実験の目的は「ICBM先頭部に装着する水爆の制作に新たに研究、導入した威力調整技術と内部構造設計方案の正確性と信頼性を検討、検証するため」だったと説明している（朝鮮中央通信二〇一七年九月三日、「水爆実験」発表）。核兵器研究所声明は、「ICBM装着用水爆実験での完全成功はわれわれの主體的な核爆弾が高度に精密化されただけでなく、核戦闘部の動作の信頼性が確固として保障され、われわれの核兵器設計・製造技術が核弾頭の威力を打撃対象や目的に応じて任意に調整することのできる高い水準に到達したということを明確に示すものであり、国家核武力完成の完結段階の目標を達成する上で実に有意義な契機となる」と強調した（朝鮮民主主義人民共和国核兵器研究所声明「大陸間弾道ミサイル装着用水爆実験に完全に成功」、二〇一七年九月三日発表）。北朝鮮は、配備されているか開発中の、少なくとも一〇種類の固有に生産された短・中・長距離システムからなる弾道ミサイル軍を増員拡大して近代化しつつある（SIPIRI 2017: 451）。

米国のシンクタンクである科学国際安保研究所（I S I S）は北朝鮮が核兵器を十三〇三〇個保有している可能性があると分析結果を発表し、プルトニウム三三キログラム、武器級の濃縮ウランを一七五〜六四五キログラム保有していると発表した。また、二〇二〇年までに核兵器を二五〜五〇個に増やす可能性があると分析している（Albright 2017）。特に、二〇一五年五月には北朝鮮の新浦（シンポ）から発射されたと推測される、潜水艦発射弾道ミサイル（Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM）「北極星一号」の打ち上げに成功したと報じられた（『朝鮮中央通信』二〇一五年五月九日）。北朝鮮は二〇一六年に五回水中発射実験を行い、特に八月二四日に発射したSLBMは新浦付近の海から発射して約五〇〇キロメートル飛行させ、日本の防衛圏内の日本海に落下させるなどSLBM開発を本格化させていると見られる。SLBMは隠れたミサイル発射基地から発射されるために監視や迎撃が難しく、国際社会の新たな脅威になると指摘されている。

現在の北朝鮮の核・ミサイル開発状況

北朝鮮の核開発は、核弾頭戦力化の最終段階にあり、これまでに小型化・軽量化・多様化された核弾頭を生産し、核弾頭の移動手段としてミサイル発射実験を頻繁に続けている。

二〇一七年に北朝鮮がICBMに搭載可能な小型核弾頭の生産に成功したとする米国防情報局の分析が報じられた (The Washington Post, "North Korea now making missile-ready nuclear weapons, U.S. analysts say", 二〇一七年八月八日付)。

韓国国防부는、現在の北朝鮮の核能力について、高濃縮ウラン (HEU) プログラムと核兵器小型化能力のいずれも相当なレベルにあると評価している (韓国国防部 2016: 23)。北朝鮮が現在保有しているミサイルの弾頭重量は、これまでの小型化により約一〇〇〇±二〇〇キログラムレベルであると推定される。標準核兵器の一五〜二〇キログラム程度の核弾頭は、爆発地点の半径二キロメートル以内の住民の約五〇%を殺りくするほどの破壊力を有している。もちろん被害と殺傷範囲は、核弾頭の爆発地点と地形、また人口密集程度や風向などに応じて変わる。

北朝鮮の核兵器開発は密かに進められるが、ミサイルの長射程化は平和的な宇宙開発を名目に公然と推進されることが多い。過去に、北朝鮮が「発射したのはミサイルではなく、人工衛星打ち上げ用の運搬ロケット」であると主張したのはこのような理由からである。宇宙ミサイルの開発に成功したとしても、これを武器化して長距離ミサイルの開発に活かすためには、誘導と大気圏再突入などの関連技術をさらに開発しなければならない。北朝

鮮は二〇一七年に入って燃料エンジン実験などの多様な実験を目的として、一〇回以上、様々な中・長距離ミサイルを発射している。特に、同年三月から四月にかけて四回続けてミサイル発射実験に失敗した後、五月以降発射したミサイルはすべて成功したと発表し、金正恩・国防委員長は、核兵器の多様化、高度化とともに弾道ミサイルの実戦配備に向けて、大量生産を指示した〔労働新聞〕二〇一七年五月二三日〕。

北朝鮮は、二〇一七年一月二九日に発射したミサイル「火星一五号」が最大角度の発射体勢で発射し、最高高度四四七五キロメートルまで上昇し、水平距離九五〇キロメートルを飛行して日本海の日本の排他的経済水域（EEZ）内に着水した。北朝鮮の朝鮮中央通信は、重大報道の形で超大型重量級の核弾頭装着が可能な「火星一五号」発射によって「核武力完成の歴史的大業」を実現したと発表した。

北朝鮮の弾道ミサイル性能の評価で注目すべきもう一つの点は、移動型ミサイル発射台（TEL: Transporter Erector Launcher）の保有数である。二〇一五年米国防省の「北朝鮮の軍事および安全保障の進展に関する報告書」によると、北朝鮮は二〇〇基以上の移動式発射台を保有している。この報告書では、主に「スカッドB・D」系列の短距離ミサイル用一〇〇基、「スカッドER」、「ノドン」、「ムスダン」など中距離ミサイル用一〇〇基、さらに、I

CBM用の六基と潜水艦発射弾頭ミサイル（SLBM）の水中移動式発射台一基などを保有していると推定している。このように北朝鮮の核兵器の弾頭化、多様化また、移動手段まで考えると北朝鮮の核・ミサイルの脅威は確実に高まっていると見られる。

4 北朝鮮の非核化

金日成著作集によると「朝鮮半島の現在の危機を打開するための最善の方法は、米国と対話と交渉を通じて核問題を平和的に解決するものである」と述べている。そして、北朝鮮の『労働新聞』や『朝鮮中央通信』などには、北朝鮮にとって核は「朝鮮の尊敬と力の絶対的象徴であると同時に最高の利益である」と位置づけられ、「米国が対朝鮮敵視政策を放棄しない限り、核戦力を中枢とする朝鮮の自衛的国防力強化措置は倍加される」などと強調している。金正恩国防委員長は二〇一八年の新年の辞で、「米国の敵視政策が続く限り核は絶対放棄できない」と言及している。

金正恩委員長としては米国からの体制保証が担保されていない状況においては完全な非核化の履行はありえない。金正恩委員長は同年三月、韓国特使団が訪朝した際、「安保不安と体制不安がない場合は核武装をする理由はない」と言及し、中国の習近平国家主席との会

談でも「関係国が敵対的政策や安全保障への脅しを停止すれば、北朝鮮は核を必要とせず、非核化は実現できる」と発言している。このような姿勢から見る限り、北朝鮮にとって核は自衛手段として絶対に放棄できないものであると判断できる。

しかし、今回の南北首脳会談および米朝首脳会談を通じて、北朝鮮は「朝鮮半島の完全な非核化」に同意した。そして核実験、中長距離ミサイル、ICBM発射も必要ではないと発表し、今まで核実験が行われた北部の豊溪里（プンゲリ）核実験場を廃棄した。さらに、四月二〇日に金正恩委員長は朝鮮労働党中央委員会で、経済路線と核戦力建設の並進路線の完成を宣言し、社会主義経済建設に総力を集中するという決定を採択した。そして北朝鮮の国民に対しても核開発の完成を宣言し、非核化という措置の一部が妥当であると述べはじめた。このような北朝鮮の一連の非核化措置が、今後どこまで進められるのか、どのような実効性を確保するのかが問題である。そして、北朝鮮の非核化プロセスの中、日本はどのような役割をするのか、また、どのように対処すべきかを考える必要がある。

北朝鮮の非核化プロセス方式

北朝鮮が核兵器を先制的に廃棄（解体・搬出）する場合、短期間内に実質的なCVIDを

達成することができる。つまり、北朝鮮がすでに生産配備した核兵器の核弾頭とICBMミサイル（火星一四および一五など）を先に廃棄をすればいい。しかし、このような非核化プロセスを求めたとしても、北朝鮮は完全な武装解除だと反発し、これに見合う体制保証などの措置を要求する可能性が高い。

完全な非核化プロセスは、核凍結、核プログラム申告および査察・検証、核物質や核施設の封鎖・閉鎖などの核廃棄プロセスを経なければならぬ。ここで非核化のための重要なプロセスは「査察」と「検証」である。今まで北朝鮮の核問題を解決するため、米朝枠組み合意や、六者協議の共同声明などの合意がなされたが、完全な実行までには至らなかった。その理由は、北朝鮮の非協力的な姿勢に加え、査察および検証の段階で北朝鮮が拒否したためである。過去、北朝鮮は、「凍結→査察・検証→廃棄」という段階的過程の中で、様々な支援だけを手に入れる一方、核・ミサイル開発能力は高度化させたため、交渉失敗の原因となった。

最大の問題は、北朝鮮の非核化の範囲や実施の期限など、具体的な非核化のプロセスである。このうち期限については、再選を目指すトランプ大統領が次期大統領候補になる可能性のある二〇二〇年七月以前までに、朝鮮半島の非核化を完了することを目標にしよう

としている。なぜなら、もし政権が変われば、以前の政府の合意が効力を失う可能性が生じるからである。二〇二〇年までという限られた時間に非核化プロセスを効率的に遂行するためには、非核化プロセスの実行段階のタイムテーブルが不可欠である。米国は「一括履行・一括妥結」方式の合意を望んでいる。これは、北朝鮮の非核化と平和協定の締結、関係正常化など、米国が北朝鮮に提供する体制保証カードを同時に妥結することを意味する。その代わりに経済制裁は非核化が完了するまで続くという立場を維持している。問題は実行方式である。北朝鮮は非核化プロセス履行段階に合わせて補償を受けべきだという立場である。一方、米国は、北朝鮮が先に核放棄をし、それを検証した後、補償措置を行うべきだという立場である。

北朝鮮の非核化の段階別プロセス

北朝鮮の非核化とは、北朝鮮がすでに保有している核兵器、プルトニウムおよび濃縮ウランなどの核物質、そして北朝鮮内の核施設および核に関連する全ての計画の廃棄を意味する。北朝鮮はすでに大量の核・ミサイルを保有しており、核関連施設も国内全域に隠している。北朝鮮の積極的な協力がなければ全ての核施設を閉鎖するのは現実的に難し

い。さらに米国は、北朝鮮が保有している化学兵器や生物兵器など、核兵器以外の大量破壊兵器(WMD)と約三〇〇〇人〜一万人に達する核関連に従事している核研究者や技術者などの人材まで、非核化の対象に含まれるべきだと要求している。北朝鮮は核関連の研究に関わっている人は約三〇〇〇人、核技術者約五〇〇〇人〜六〇〇〇人、そして核生産などに直接に関連している人は二〇〇人以上に達すると推定している。

具体的な北朝鮮の非核化プロセスを成功させるためには、まず北朝鮮がNPTに復帰し、全面的保障措置を履行するための議定書を締結する必要がある。次に、北朝鮮の国内に存在するあらゆる核兵器と核物質、そしてそれらの生産施設を含むすべての核プログラムを可能な限り透明な形で廃棄することに北朝鮮が合意しなければならぬ。

この合意に基づいて行う措置の第一段階は、北朝鮮が保有している核兵器や核物質、核施設などの正確な実態把握である。北朝鮮は、廃棄合意に基づいて核兵器や再処理濃縮施設、核技術に関する全ての核関連の活動を凍結し、情報を申告しなければならない。特に、核物質の生産施設がある寧辺の核研究施設やウラン濃縮施設、核兵器研究所や核実験場などが主な対象になる。

第二段階は、北朝鮮の申告した報告書に基づく国際原子力機関(IAEA)の査察の実施

である。北朝鮮の核関連活動の停止や情報申告は、同時に行われ、申告直後に IAEA を中心とする核査察団を派遣して北朝鮮の内部情報を迅速に調べなくてはならない。核査察団の迅速な派遣および核物質と核関連情報の確保により、北朝鮮による証拠隠滅や外部への核物質や情報の流出などの事態を防ぐことができる。

このように北朝鮮がすべての核施設や核物質の透明性を高め、公開することから非核化のプロセスが始まる。かつて北朝鮮が査察を拒否し、公開していない未申告の核施設やウラン濃縮施設などへの査察は、特に重要である。以前、IAEA は、北朝鮮が二〇〇九年四月に核施設が密集している寧辺に常駐していた査察官らを追放して以来、北朝鮮の核施設に接近できなかつた。この期間中に査察団が察知していない核物質や施設、核関連活動を確認するため、北朝鮮内部の疑惑施設の追加査察が必要である。

第三段階は、北朝鮮の内部の核施設の解体と、核関連物質の廃棄である。韓米情報当局は現在、非核化の対象になる北朝鮮の核施設は、寧辺核施設を含めて、全国に一〇〇カ所以上あると見ている。北朝鮮が保有しているプルトニウムは四〇〜五〇キログラムで、濃縮ウランは六〇〇〜七〇〇キログラム以上だと判断し、保有している核兵器は三〇〜四〇個だとみている。さらに、核弾頭の運搬手段である中距離ミサイル、グアムや太平洋を越

えて米国本土まで届く大陸間弾道ミサイル（ICBM）なども対象に含めなければならない。非核化の対象になるすべての核兵器や核物質は、核保有国に搬出して解体する方法があり、核施設も解体して放射能を除去しなければならない。

非核化のプロセスの最終段階は、後戻りできない検証である。すなわち、北朝鮮の核廃棄以降の非核化の状態が、持続して維持されていることの監視である。後戻りができない検証を行うためにはIAEAを中心とする検証機関を構成し、事前準備を強化する必要がある。北朝鮮の核廃棄の過程を効率的に管理し、核廃棄が完了した後、非核化の状態を持続的に監視するためにも検証機関は重要である。

米朝双方の歩み寄りが成功を左右

このような北朝鮮の非核化のプロセスは、時間的に長期化してはならない。トランプ米大統領の任期終盤には、北朝鮮に対する制裁措置が弱体化される恐れがある。その場合、もし非核化の履行過程が長期化すれば、かつてのように失敗する可能性が高い。しかしながら、拙速に非核化を進めてはいけない。非核化のプロセスは、査察と検証、監視の中で、着実に相互点検しながら完遂しなければならない。そして、北朝鮮の非核化のプロセスの

先が見えた段階で、平和協定締結や米朝国交正常化の問題が議題に出てくるだろう。

北朝鮮が非核化プロセスを忠実に履行すると仮定する場合、北朝鮮の体制保証は近いうちに行われる終戦宣言によって確保され、平和協定の締結や米朝国交正常化が具体的な政治日程が上がってくる可能性が高い。それに平行して、北朝鮮に対する経済制裁が緩和され、国際社会との経済協力も可能になるだろう。

一方、北朝鮮の非核化プロセスの過程では、考慮すべき新たな問題が存在する。二〇〇六年一〇月に第一回目の核実験を行って以来、一〇年以上の間に六回の核実験を強行した北朝鮮吉州（ギルジュ）群豊溪里（ブンゲリ）付近の環境汚染問題と地域住民の被曝問題である。この問題は、北朝鮮の核実験による周辺地域の環境汚染および、核実験場に近い中国東北三省の環境と安全に重大な影響が及んでいる。北朝鮮の核実験で、中朝国境に近い地域だけではなく、吉林省、遼寧省と黒竜江省の三省の広い範囲で揺れが観測され、放射能汚染などが環境に与える影響に懸念がある。現在、北朝鮮吉州郡付近は一四万人以上の住民が居住している。

北朝鮮の第一回目の核実験以降に韓国に入国した吉州郡出身の脱北者を対象に行った放射能被曝検査で、染色体異常をもつ脱北者の存在が明らかになった。韓国政府は、核実験

の放射能が原因で被曝したという結論を下すのは難しいと発表した。しかし、これらの人々は、原因を知らない頭痛や吐き気、貧血など核実験に伴う被曝の症状を患っていることがわかった。

北朝鮮はこれまで六回の核実験を行いながら、一度も地域住民に知らせたり、避難させたりしたことがないので、現地周辺の住民の被害はさらに大きいことが懸念されている。特に、核実験の際に放出される放射性物質により、周辺の地下水や植物が被曝した可能性が高い。ほとんどの北朝鮮の住民は井戸水を飲料水として使用しており、被曝に対する常識がないので、自分も知らない間に被曝する可能性が十分に提起されている。

北朝鮮が核実験場を含む核関連施設を廃棄する過程で、これらの放射能汚染の可能性や漏れを遮断する措置をしなければ、その被害は北朝鮮地域住民だけではなく、韓国や中国、日本まで影響を与える可能性が生じる。したがって、今後、これらの地域の土壌や地下水の調査に加え、北朝鮮の非核化の過程で被害を防止するための技術的協力と保険・医療など支援が必要である。

5 今後の課題

北朝鮮の非核化および朝鮮半島の非核化は、相互主義の原則に基づいて実施していかなければならない。米国は北朝鮮に安全保証を担保しなければならず、韓国も北朝鮮との軍縮を含む経済協力など板門店宣言の内容を履行しなければならない。そのためには北朝鮮も不良国家というイメージから抜け出し、非核化プロセスを忠実に履行する必要がある。

現在、米朝間の非核化のプロセスに対する根本的な相互利害が合わず、具体的な実行には時間がかかるようだ。米国は北朝鮮の核兵器を含むすべての核能力の完全かつ検証可能で不可逆的な非核化を求めているのに対し、北朝鮮は米国の敵対政策の中止とともに確実で信頼できる体制保証の措置を求めている。確実な措置として平和協定の締結と不可侵宣言、そして非核化措置の見返りとしての経済制裁の解除や経済協力を要求している。北朝鮮の立場としては体制保証と非核化により最大限の利益が確実に得られなければ、完全な非核化の実行の可能性は低い。

北朝鮮の完全な非核化、並びに朝鮮半島の持続的で強固な平和体制の構築のための包括的な合意も重要であるが、最も重要な課題は、米朝を含む関係国間の信頼回復にある。こ

これまでの米朝交渉が失敗した主な原因は、相互の強固な敵対意識と不信感であることは言うまでもない。韓国と北朝鮮は、これまでの対立と相互不信から抜け出し、終戦宣言による平和協定の締結、さらに朝鮮半島の平和体制構築と北東アジア多国間安保体制の構築のための政策の変化の岐路に立っている。日本も日朝平壤宣言でも確認したように相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至るまで日朝間の存在する諸問題に誠意をもって取り組むべきである。

さらに、米国・中国・日本・ロシア、そして韓国がお互い外交努力を調整し最大の効果をあげるためには、地域の信頼醸成措置の枠組みを構築すべきである。日米韓は、二〇一七年六月ドイツ・ハンブルクで開かれた主要二〇カ国(G20)の首脳会談で北朝鮮核問題を解決するために、北朝鮮と国境を接した中国やロシアが北朝鮮の説得に向けてより積極的な努力を続けることを要求する共同声明を採択した。北朝鮮の非核化は朝鮮半島の非核化の共存体制を可能にするものであり、これは北東アジア非核化地帯構想の出発点になるだろう。

註

(1) 安倍首相は、核兵器禁止条約について「条約が目指す核廃絶というゴールはわが国も共

有しているが、わが国の考え方とアプローチを異にしていることから、参加しないという立場に変わらない」と述べた。

《主要参考文献》

- 秋山信将編 (二〇一五) 『NPT 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店
- 韓国国防部 (二〇一六) 『二〇一六国防白書』ソウル
- 孫賢鎮 (二〇一六) 「北朝鮮の核開発」吉川元・水本和実編『なぜ核はなくなるのかⅡ』法律文化社、一三〇—一四七頁
- 孫賢鎮 (二〇一七) 『朝鮮半島情勢——北朝鮮のミサイル開発——』HPI 報告書、広島市立大学広島平和研究所
- 孫賢鎮 (二〇一八) 「北朝鮮の核の現状と課題」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和と核』共同通信社、八一—九二頁
- 平岩俊司 (二〇一三) 『北朝鮮は何を考えているのか』NHK出版
- 広島市立大学広島平和研究所編 (二〇一六) 『平和と安全保障を考える事典』法律文化社
- Albright, David (2017), North Korea's Nuclear Capabilities: A Fresh Look, Institute for Science and International Security, April 28, 2017.
- Andrei Lankov (2015), *The Real North Korea*, Oxford: Oxford University Press.
- SIPRI (2017), *SIPRI YEARBOOK 2017*, Oxford: Oxford University Press.